

# 無責任な餌やりは優しさではありません!!


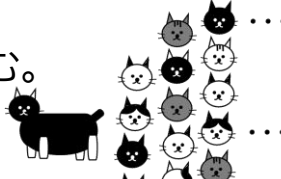
糞や尿の片づけを！  
トイレの設置を！

食べ残しのエサは  
すぐに片づけを！



子猫が増えないように**避妊・去勢**を！




野良猫に無責任にエサをあげると…

- 近所の家や道路でうんこやおしっこをする。
- 花壇やゴミを荒らしたり、車に傷をつけたりする。  
→ エサをあげている方に対し**損害賠償**が請求された事例があります。
- 食べ残したエサにハエやカラスなどが集まる。   
→ 不衛生な生活環境はそこに住む人の生活に支障をきたします。
- エサをもらうことで野良猫は多くの子猫を産む。   
→ メス猫は**生後4ヶ月頃**から妊娠が可能です。  
(1年間で20匹以上産むこともあります。)

動物へのエサやりについては、動物愛護管理法第25条にも記されています。

周辺的生活環境を損なわないよう。  
**猫を飼うなら家の中で飼いましょう。**

# こんな時どうすれば

<p>新しく犬や猫を飼った時</p> <p>犬の登録は コチラ</p> 	<p>・マイクロチップの装着と環境省への登録</p>	<p>犬や猫を飼ったらマイクロチップを装着し、環境省に情報を登録しましょう。 すでにマイクロチップを装着した犬猫を迎えた場合は、情報の変更登録をしてください。</p> <p>環境省の マイクロチップ登録サイト</p> 
<p>犬や猫の飼主や住所に変更があった</p>	<p>・マイクロチップ情報の変更登録(環境省)</p>	<p>すでにマイクロチップを装着している場合は、情報の変更登録をしてください。</p>
<p>ペットが死亡した</p>	<p>・ペットの焼却</p>	<p>死亡したペットの焼却は、持込に限り有料で実施します。ただし、遺骨(焼骨)は返却できません。</p>
<p>犬猫がいなくなった</p>	<p>・迷子の登録</p>	<p>すぐに動物愛護センターと最寄りの警察署に届出てください。</p>
<p>犬を保護した</p>	<p>・預かり情報の登録</p>	<p>迷子の犬を保護した場合は、動物愛護センターへご連絡ください。引取に伺います。</p>
<p>犬や猫を飼いたい</p>	<p>・センターでの譲渡</p>	<p>動物愛護センターでは犬猫の譲渡を行っています。譲渡対象の犬猫はホームページに写真付きで掲載しています。</p> <p>こちら</p> 
<p>野良猫に困っている</p>	<p>・猫の嫌がる音を出す機械の貸出し</p>	<p>野良猫の捕獲等は一切行っていません。 野良猫でお困りの方には、猫の嫌がる音を出す機械を2週間、無料で貸し出しています。 機械の在庫に限りがありますので、事前にお電話でお問い合わせください。</p>

お問合せ  
北九州市動物愛護センター  
小倉北区西港町24-7  
TEL 581-1800  
FAX 582-8852

- 車・・・都市高速(日明ランプ)をおりて5分
- JR・・・「九州工大前駅」下車、徒歩20分
- 西鉄バス・・・中原東二丁目下車、徒歩15分

